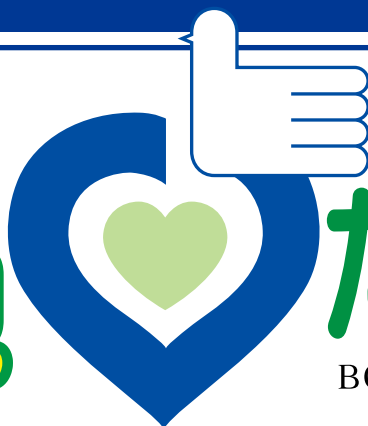


令和4年度版

暴追



だより

BOUTSUI-DAYORI

～加入阻止 暴力排除の 第一歩～

(令和3年度全国暴力追放運動統一標語 最優秀作品)



福山城 写真提供:広島県

公益財団法人 暴力追放広島県民会議

(広島県暴力追放運動推進センター)

ホームページ

暴力追放 広島

検索

巻頭言

広島県警察本部長 森内 彰



県民の皆様には、日頃から、暴力団排除活動をはじめとする各種警察活動に多大なるご協力とご理解をいただいておりますことに対し、心から感謝申し上げます。

また、暴力追放広島県民会議が昭和62年6月に「暴力団のいない明るく住みよい広島県を実現すること」を目的として設立されてから今日までの間、県民の先頭に立って暴力追放活動を推進され、昨今の暴力団排除気運の高まりに多大な貢献をされてこられたことに対し、敬意を表する次第であります。

さて、昨今の暴力団情勢ですが、警察の取締りや各種暴力団排除施策の浸透、地域住民、事業者の皆様のご協力により、暴力団構成員および準構成員等の数が、平成17年以降、全国で減少傾向にあり、令和3年末における全国の暴力団構成員等の人数は統計が残る昭和33年以降最少人数を更新しています。

一方で暴力団の資金源獲得犯罪は、これまでの恐喝、賭博、薬物犯罪等に加え、いわゆる特殊詐欺のような知能犯罪を敢行するなど、その態様はその時々、社会、経済情勢に応じて多様化させております。

県内でも同様に暴力団構成員等の人数は減少傾向にありますが、「六代目共政会」「三代目侠道会」「五代目浅野組」の3団体が、資金源獲得犯罪を多様化させており、依然として県民の皆様に大きな不安を与え続けています。

暴力追放広島県民会議は、設立して本年で35周年を迎えられますが、暴力団のその時々、情勢に合わせ、暴力相談対応や不当要求防止責任者講習の実施などにより、暴力団による不当行為から県民の被害防止を図り、暴力団排除活動の支援、暴力団構成員に対する離脱支援や社会復帰対策の推進など、県民生活の安全確保に向けた総合的な暴力追放活動を続けていられています。

暴力団を社会から排除し、県民の平穏な生活を守るためには、官民が一体となった取り組みをしていくことが必要不可欠と考えており、県警察は、皆様の平穏な生活を守るため、引き続き多角的な取締りを実施して暴力団の資金源を遮断し、暴力団排除を推し進めて参りますので、今後とも皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

特殊詐欺被害に遭わないために もし、被害に遭ってしまったら

広島弁護士会
民事介入暴力問題対策委員会副委員長



弁護士 高木 浩 治



1 はじめに

今年初めに、昨年（2021年）に広島県内で認知された特殊詐欺の被害額が、前年2020年の被害額（2億4105万円）のほぼ倍増の4億7276万円に上るとの報道に触れました（2022年1月18日付け中国新聞デジタル）。また広島県警察によれば、令和4年3月末現在の県内で認知された特殊詐欺の件数は62件（昨年3月末52件）で、被害総額は約3億7483万円（昨年3月末 9155万円）と、被害額が昨年の約4倍のペースで推移しています。

県内の特殊詐欺の被害額は、2014年（16億3437万円）をピークに一昨年まで減少を続けてきたものの、昨年から急激なペースで増加していることがデータからうかがわれます。

すでに警察庁、各都道府県警を中心に特殊詐欺被害防止の啓蒙活動は活発に行われ、その成果も見られます（金融機関窓口やコンビニ等の水際で阻止した件数も前年比で倍増以上でした。）。

本記事では、特殊詐欺被害に遭わないための方策を改めて確認するとともに、特殊詐欺の被害回復にとって画期的な判決が相次いでいることから、それらの判決の概要を紹介いたします。



2 特殊詐欺の被害に遭わないためには

特殊詐欺の被害に遭わないためには、以下の①～③の対策が重要とされています。

- ①特殊詐欺を知ること
- ②知らない電話には出ないこと
- ③ATMでの1日の利用限度額を下げること

①特殊詐欺の手口を知ること

特殊詐欺の被害者に対するアンケート結果によれば、被害者の9割が「自分は騙されない」「自分は特殊詐欺の被害には遭わない。」と考えていたとのこと。

子や孫をかたる「オレオレ詐欺」という言葉はほとんどの方が知っていられるかもしれませんが、オレオレ詐欺をはじめ特殊詐欺の手口は年々巧妙化しています。一方で、特殊詐欺の被害者の年齢構成は、70歳以上が5割以上、60歳以上を含めると約8割を占めるというデータがあります。特殊詐欺を注意喚起しようと丁寧に説明しようとしても、なかなか伝えるのが難しいかもしれません。そうした中、警察庁は、特殊詐欺対策の啓蒙を図るため、そのホームページ内に特殊詐欺に関する情報を集めた「警察庁 SOS47 特殊詐欺対策ページ (<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/movie/>)」を設け、その中で典型的な特殊詐欺の手口などを分かりやすい動画やマンガで紹介しています。これらの動画やマンガを見るだけでも典型的な手口を簡単に理解することができますので、ご両親や身近な高齢者の方にご紹介してみてください。

また、特殊詐欺（振り込め詐欺）を題材したドラマもいくつか放送されました（NHK制作の「詐欺の子」、「サギデカ」。これらのドラマは、特殊詐欺の被害者や加害者への取材を基に構成された内容であり、特殊詐欺グループの内情や被害者の置かれる過酷な状況を詳細に描いています。ドラマなので見ているうちに自然と特殊詐欺（加害者や被害者の心情も含めて）を知ることができます。現在視聴するためには有料ですが、特殊詐欺への理解をより深めたい方にはおすすめです。

②知らない電話には出ないこと

特殊詐欺において、加害者グループとの最初の接触は、架空請求を除けば電話です。

この接触の機会をなくせば、そもそも被害に遭いません。携帯電話、スマートフォンをお使いの方であれば、自宅の固定電話は留守番電話設定にして、留守番電話のメッセージに名前と用件を残さない電話には出ない、ということを徹底してもいいでしょう。しかし、未だ携帯電話やスマートフォンをお持ちでない高齢者もいらっしゃるかと思います。そのような方も、自宅の固定電話は留守番電話にして、知らない電話には出ない、ということを徹底してほしいです。こうすることで、特殊詐欺の電話はもちろん、悪徳商法の勧誘電話を受ける機会も減らすことができ、これらの被害に遭う確率も格段に下がります。

また、最近では、一部メーカーが、迷惑電話防止機能付きの電話機を販売しています。次のような迷惑電話防止機能が備わっているようです。

自動着信前警告：着信前に「この電話は防犯のために録音されています」と自動音声流れる。

未登録番号警告：未登録の電話番号を着信すると、電話機に備え付けられたランプが赤く光って警告したり、「未登録番号からの着信です」などと注意喚起する自動音声流れたりする。

番号非通知の着信拒否：番号非通知の電話を着信拒否する。

自動通話録音：すべての通話を自動で録音する。

迷惑電話防止機能付き電話機については、一部地方自治体が、その購入費用の一部を負担する補助金制度を設けています。私が調べた限りでは、令和4年3月末時点で、広島県内では4市1町（呉市、府中市、東広島市、大竹市、府中町）が補助金制度を設けています。詳しくは、各市町のホームページをご確認ください。

③ATMによる1日の利用限度額を下げること

特殊詐欺では、被害者は、ATMを利用して被害金を送金したり、引き出したりします。そこで、予めATMでの1日の利用限度額を下げて、そもそも送金や引出しをしづらくしておきます。また利用限度額を引き下げておけば、限度額以上の金額を送金したり引き出したりするためには金融機関の窓口を利用せざるを得ません。金融機関は、特殊詐欺との関連が疑われる送金や引出しの依頼があった場合に、利用者に詳しく用途を尋ねるなどして特殊詐欺被害を発見し、未然に防ぐ体制を整備していま

す。その為、利用限度額を下げることは、窓口で特殊詐欺被害を阻止する機会を増やすことにつながります。さらに万一被害に遭ったとしても被害金額を抑えることができます。すでに多くの金融機関が、一定の年齢（たとえば70歳）以上の方に対し、ATMでの1日の利用限度額を設ける取組みを行っておりますが、ご自分やご両親が利用する金融機関でそのような取組みがなされているか一度確認するのがよいでしょう。



3 もし、特殊詐欺の被害に遭ってしまったら

- ①すぐに警察に被害を届け出ましょう
- ②被害者の心のケアに努めましょう（被害者を責めない）

①すぐに警察に被害を届け出ましょう

被害者の中には、特殊詐欺の被害に遭われても、周囲に一切相談をしない方もいます。このような被害者の方々の中には、騙された自分にも非がある、騙されたのは恥で、恥をさらしたくない、被害に遭った現実から逃げたいなどの心情から、警察に被害を届け出ることを躊躇する方もいると聞きます。捜査の着手が早ければ早いほど検挙する確率も上がりますし、犯人が検挙されれば、被害回復の可能性も出てきます。

後で詳しく述べますが、最近、指定暴力団員が関与した特殊詐欺事件において、裁判所が、指定暴力団トップに賠償責任を認める判決を下すなど、特殊詐欺の被害回復を大きく前進させる判決が相次いでいます。

②被害者の心のケアに努めましょう（被害者を責めない）

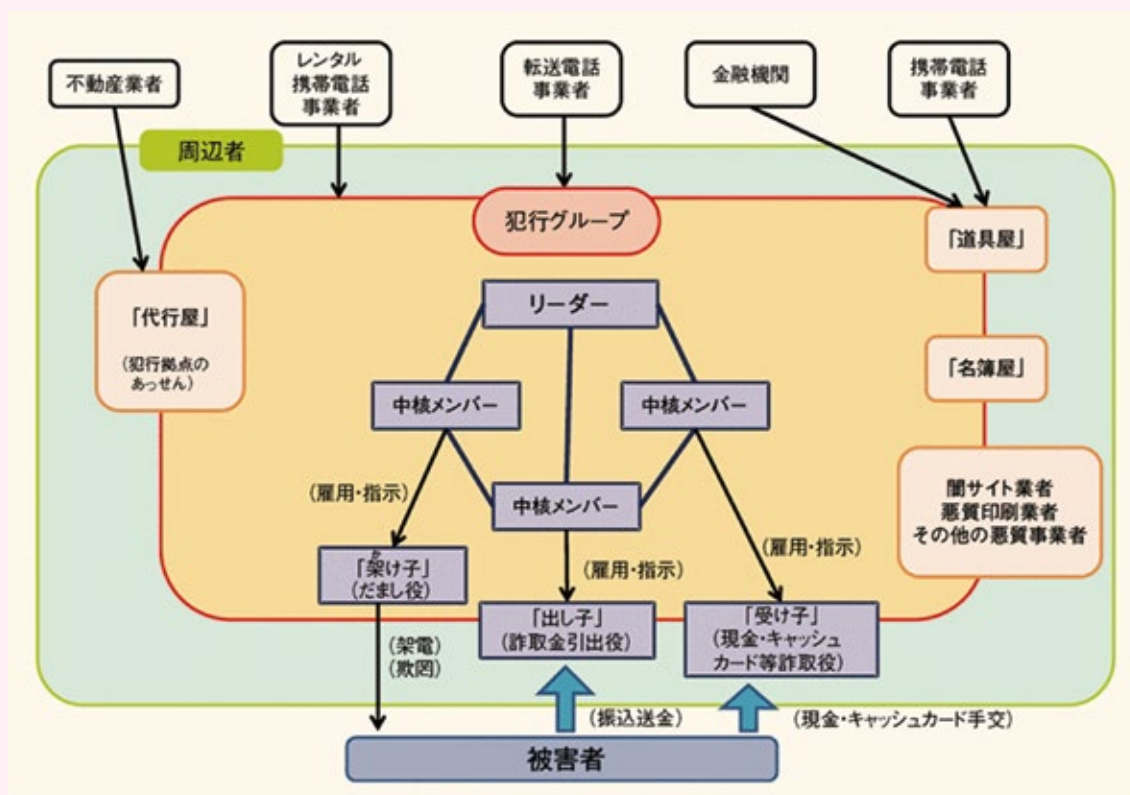
特殊詐欺は、刑法上の詐欺罪にあたり、被害者の財産を侵害する犯罪、いわゆる財産犯罪と位置づけられています。しかし、被害者の声を聞くと、財産（金銭）のみならず、被害者の尊厳や自尊心をも奪い去る卑劣な犯罪ということが分かります。

私は、あるシンポジウムで、被害者が事件について語ったインタビュー音声聞いたことがあります。その時の被害者は、被害に遭った時もつらかったが、事件後、家族や周囲の人間から、騙された自分にも非があるように責められ、自分が情けない気持ちでいっぱいになり、次第に自分を責めるようになった、また老後の資金を失い、将来に強い不安を抱えるようになった、最後はそのような精神状態から逃げたい一心

で自殺を何度も考えるようになったと消え入りそうな声で語っていました。

先に紹介したドラマ「詐欺の子」の中でも被害者である母親が、特殊詐欺の被害に遭った後に、娘から「どうして騙されたの」「なんで相談しなかったの」と責め立てられ、「ごめんなさい。ごめんなさい」と泣きながら謝り続けるシーンが描かれています。このドラマで描かれているように、被害者が事件後、家族などから非難され、精神的に追いつめられるような事態が起こっていることは容易に想像がつきます。もし、被害者（その多くはご両親）から特殊詐欺の被害に遭ったと告げられたら、「被害者には一切非がない」という姿勢で被害者を責めず、被害者の心のケアに努めてほしいです。

4 暴力団が特殊詐欺を有力な資金獲得手段としている実態



(平成26年犯罪白書より抜粋「犯行グループの構造」)

特殊詐欺の代表的な手口のうち振込詐欺（オレオレ詐欺）では、複数の人間が関与し、それぞれが細分化された役割を担っています。

代表的な役割としては、各役割の者に指示を出す「指示役」（上の図の「中核メンバー」）、電話で被害者をだます「架け子」、被害者から現金を受領する「受け子」、被害

者から振り込まれた現金を口座から引き出す「出し子」、携帯電話などを提供する「道具屋」や電話をかける被害者の名簿を提供する「名簿屋」などがあります。

検挙されるリスクの高い「受け子」や「出し子」には、検挙された場合に備えて、指示役や架け子の名前すら教えられていないのが通常です。また、最近では出し子や受け子のリクルーティングにTwitterなどのSNSが利用されている実態なども報道されています。

下表「特殊詐欺による暴力団構成員等の検挙人員の推移」によれば、特殊詐欺の主犯格の検挙人員のうち暴力団構成員が占める割合は、平成29年以降40%弱から50%弱で推移しています。また、下表「主要罪種における暴力団構成員の人員の推移」をみると、特殊詐欺を含む詐欺が、覚せい剤取締法違反につぐ検挙人員であることが分かります。これらのデータからは、暴力団構成員等が、特殊詐欺に主導的立場で深く関与し、特殊詐欺を暴力団の有力な資金獲得活動の一つとして行っていることを窺い知ることができます。

図表 1-21 特殊詐欺による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H29	H30	R元	R2	R3
特殊詐欺(検挙人員全体)	2,448	2,837	2,861	2,621	2,365
うち主犯	62	55	59	60	45
うち暴力団構成員等	618	655	521	402	295
うち主犯	29	27	23	27	19
検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合	25.2%	23.1%	18.2%	15.3%	12.5%
主犯の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合	46.8%	49.1%	39.0%	45.0%	42.2%

注：令和3年の数値は暫定値である。

図表 1-8 主要罪種における暴力団構成員等の検挙人員の推移

罪種名 \ 年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
総数	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735
うち覚醒剤取締法違反	6,285	6,045	5,966	5,618	5,003	4,693	4,569	3,593	3,510	2,985
うち傷害	2,970	2,807	2,696	2,596	2,514	2,095	2,042	1,823	1,629	1,353
うち窃盗	2,794	2,470	2,296	2,121	2,044	1,874	1,627	1,434	1,157	1,008
うち詐欺	2,190	2,321	2,337	2,281	2,072	1,813	1,749	1,448	1,249	1,555
うち恐喝	1,334	1,084	1,084	1,042	830	803	772	636	575	456

「令和3年における組織犯罪の情勢」警察庁犯罪対策部(令和4年3月)

5 特殊詐欺被害の回復(特殊詐欺事件における指定暴力団トップへの責任追及)

最近、指定暴力団構成員が特殊詐欺グループに関与している事案において、被害者が、指定暴力団のトップに対して、暴対法31条の2に基づく損害賠償責任を追及する訴訟が提起され、原告(被害者)勝訴の判決、又は勝訴的和解が続いています。

①特殊詐欺事件においても暴対法上の指定暴力団の代表者等の賠償責任を認めた事例

暴対法31条の2は、民法上の使用者責任の立証責任を緩和し、指定暴力団員が暴力団の威力を利用して、財産を得たり、暴力団の資金を獲得したりするなどの行為(このような行為を威力利用資金獲得行為といいます。)をした場合において、それにより他人に損害を与えたときは、指定暴力団の代表者等がその損害を賠償する責任を負う旨定めています。立法当初は、威力利用資金獲得行為は、被害者に向けられたものとする解釈が一般的でした。この解釈によると、特殊詐欺の場合、架け子が暴力団員であることを示すことはなく、威力利用獲得行為に該当する行為がないことから、立証責任が緩和された暴対法31条の2を利用して指定暴力団のトップに対して損害賠償責任を追及することは難しいと考えられていました。また民法上の使用者責任に基づき指定暴力団のトップに対して損害賠償する場合、一連の特殊詐欺に関して指揮命令系統等の内部事情を立証する必要がありますが、その立証は極めて困難でした。そうした中、上記訴訟において、原告団は、威力利用資金獲得行為については、被害者ではなく、特殊詐欺に関与した者に向けられたもの(たとえば、指定暴力団員が、特殊詐欺関与者に対し、自らが暴力団員であることを暗に示した上で、指示に従わせるなどの行為)であってもよいと主張し、当該特殊詐欺にも暴対法31条の2が適用されると主張し、損害賠償を求めました。最高裁判所まで争われましたが、昨年3月に原告勝訴の判決が確定しました。これにより、指定暴力団員が関与している特殊詐欺事件については、指定暴力団トップへの責任追及が可能になり、特殊詐欺の被害回復、ひいては特殊詐欺撲滅に向けて大きく前進したといえます。

②「余罪」被害者の被害回復を認めた事例

さらに、昨年2月には、刑事事件で立件されていない事件(いわゆる余罪)の被害者45名が、原告となり、暴対法31条の2に基づき指定暴力団のトップに対して約7億円の損害賠償を求めた訴訟において、指定暴力団トップに4.6億円の支払いを命じる判決が下されました。従来、余罪は刑事事件で審理されていない為、証拠に乏しく、民事裁判での立証も難しいと

考えられていました。しかし、この事件では、捜査員が余罪被害者を含めて被害者リストをまとめていたところ、裁判ではこの被害者リストの信用性が認められました。そして被害者リストと原告らの口座情報を照合して、指定暴力団員の関与を認めて原告勝訴という結論に至りました。このように従前は被害回復が難しいと言われていた余罪についても被害回復の道が開かれています。

6 最後に

特殊詐欺では、末端の受け子、出し子を逮捕できたとしても、それらの者が指示役などの上位者の名前すら知らず、上位者の検挙につなげることが難しい現実もあります。しかしながら、捜査により上位者（その多くは暴力団員）の逮捕までたどり着くことができれば、その後、指定暴力団トップに対して暴対法31条の2に基づく損害賠償責任を追及する道も開けてきます。確かに、指定暴力団トップに対して訴訟を提起する心理的ハードルは高いものの、今回の記事を読んで特殊詐欺の被害回復も決して不可能ではないことを知っていただければ幸いです。



広島県暴力団排除条例施行10年の回顧

広島県暴力団排除条例は、

暴力団が県民の生活及び事業者の事業活動に脅威を与えている広島県の現状に鑑み、広島県からの暴力団の排除に関し、基本理念を定めるとともに、県及び県民等の役割を明らかにし、暴力団の排除に関する基本的施策、暴力団に対する利益供与の禁止、暴力団の排除のために講ずべき措置等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び広島県における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として作られました。

この広島県暴力団排除条例が平成23年4月に施行され、昨年、令和3年で10年が経過しました。

この10年でどのような変化があったのか、下の表を参考にして下さい。

項目は、

暴力団構成員等の数(全国・広島県)

暴力団員等の検挙人数(広島県)

行政命令件数(広島県)

広島県民会議への相談件数

としました。

項 目		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	減少率
暴力団構成員等の数	全国	70300	63200	58600	53500	46900	39100	34500	30500	28200	25900	63%
	広島	900	650	670	640	610	570	530	440	430	400	56%
暴力団構成員等検挙人数		143	131	149	229	190	194	223	194	232	201	
行政命令の発出件数		12	8	8	9	4	8	9	4	2	4	
相談件数		641	629	608	522	539	616	731	637	878	961	
広島県暴排条例検挙数		令和2年4月1日（改正広島県暴力団排除条例施行日）以降4件										
広島県暴排条例勧告数		条例施行後11件										

まず、暴力団構成員等の数ですが、全国では年々減少しており、平成23年に比べ令和2年は約63%減、広島県も約56%減となっており、いずれも10年で半数以下となっています。

検挙人数については年々増加傾向でしたが、最近では年間200人前後で推移しています。

行政命令については施行当初より減少しています。

検挙罪名は、暴力事件をはじめ、銃砲刀剣類所持等取締法違反、覚醒剤の密売、恐喝などの伝統的資金源のほか、新たな資金源獲得犯罪として特殊詐欺が加わりました。

また、令和2年4月1日に条例改正され検挙対象となったみかじめ料授受事件は4件です。

行政命令事案では、みかじめ料等名目で金銭を要求したり、トラブルの仲介に入り金銭を要求するものなどがあります。

検挙事例などからも、みかじめ料等の名目で金銭を要求する行為は未だに続いており、中止命令や検挙されたものは氷山の一角と見られます。

構成員等が大幅に減少し、検挙人数も減少傾向にあることから「このまま行けば暴力団による犯罪がなくなる。」と期待したいところですが、実際には暴力団構成員等は減少しているものの、まだまだ活発に活動しており、暴力団員等による犯罪発生も多いことから、暴力団を根絶しない限り暴力団員等による犯罪はなくなることはなく、安心して生活することはできません。

安全で平穏な生活を確保するためにも、県民、行政等が一致団結して「暴力団排除」を推進していくことが大切です。

なお、当県民会議への暴力相談の件数ですが、条例施行後、毎年600件前後で推移していたものが、令和に入り急激に増加しています。

この相談の内容は、ほとんどが、

各種契約関係(属性相談)

となりますが、それだけ反社会的勢力を排除することに各企業等が力を入れて取り組んでおり、反社会的勢力を断絶するという気運が高まっているということになります。

また、その他の相談内容としては、

- ・暴力団に知人がいると脅され不当な謝罪などを要求された
- ・頼んでもいない書籍が送りつけられ、高額請求された
- ・車に傷を付けられたと言いがかりを付けられ、高額請求された
- ・暴力団の組事務所として使用されているのではないか

などがあり、あらゆる機会を利用して県民生活に入り込んでいることが伺えます。

暴対法や暴排条例などにより、暴力団構成員等の数は減少していますが、いなくなっただけではありません。

実際、暴力団員等が毎年事件を起こしていますし、相談件数も年々増加しています。

当県民会議では、県民の暴力団排除の気運をさらに高め、「暴力団のいない明るく安全で住みよい広島県の実現」を目指して活動してまいりますので、これからもご支援、ご協力をお願いいたします。

暴力団情勢

1. 概況

令和3年末現在、全国の指定暴力団は25団体が指定されています。

全国では、六代目山口組と神戸山口組による対立抗争が依然として継続しており、隣の倉敷市においても銃器を使用した殺人未遂事件が発生するなど、市民生活の重大な脅威となっています。

広島県内では、対立抗争の波及による事件の発生は確認されていませんが、県内で活動する指定暴力団3団体は、これら事件の当事者である山口組系組織と緊密な関係を有しており、本県への影響が危惧されるところです。

2. 暴力団構成員等の推移

(1) 全国の情勢

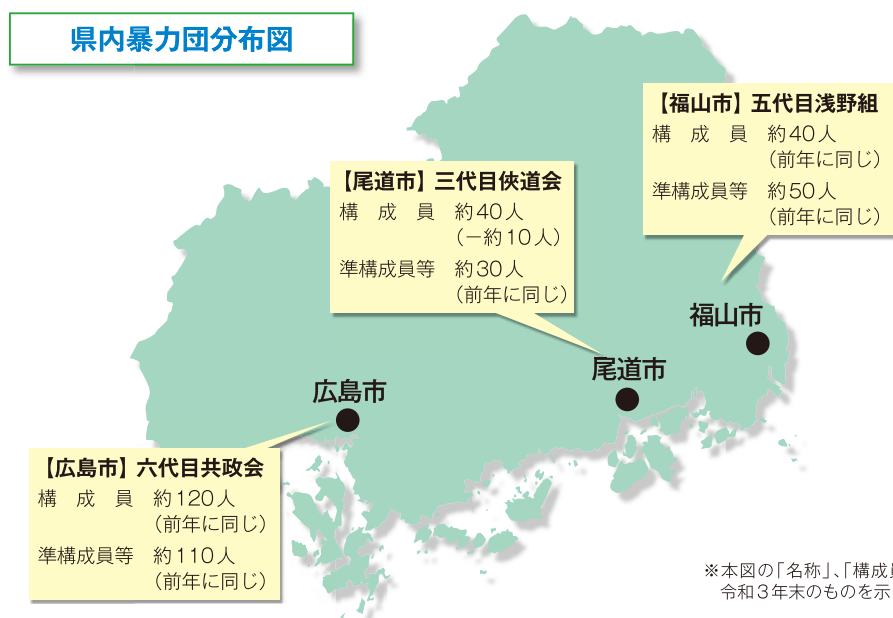
全国の暴力団構成員及び準構成員等（以下「暴力団構成員等」という。）の数は、平成17年以降減少し、令和3年末現在で約2万4,100人（前年比約1,800人減少）と、12年連続で暴力団対策法施行後の最少人数を更新しました。

うち、暴力団構成員の数は、約1万2,300人（前年比約1,000人減少）となりました。

また、主要団体（六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会、稲川会）の暴力団構成員等の数は、約1万7,200人（全暴力団構成員等の71.4%）、うち暴力団構成員の数は、約9,100人（全暴力団構成員の74.0%）となっています。

(2) 広島県内の情勢

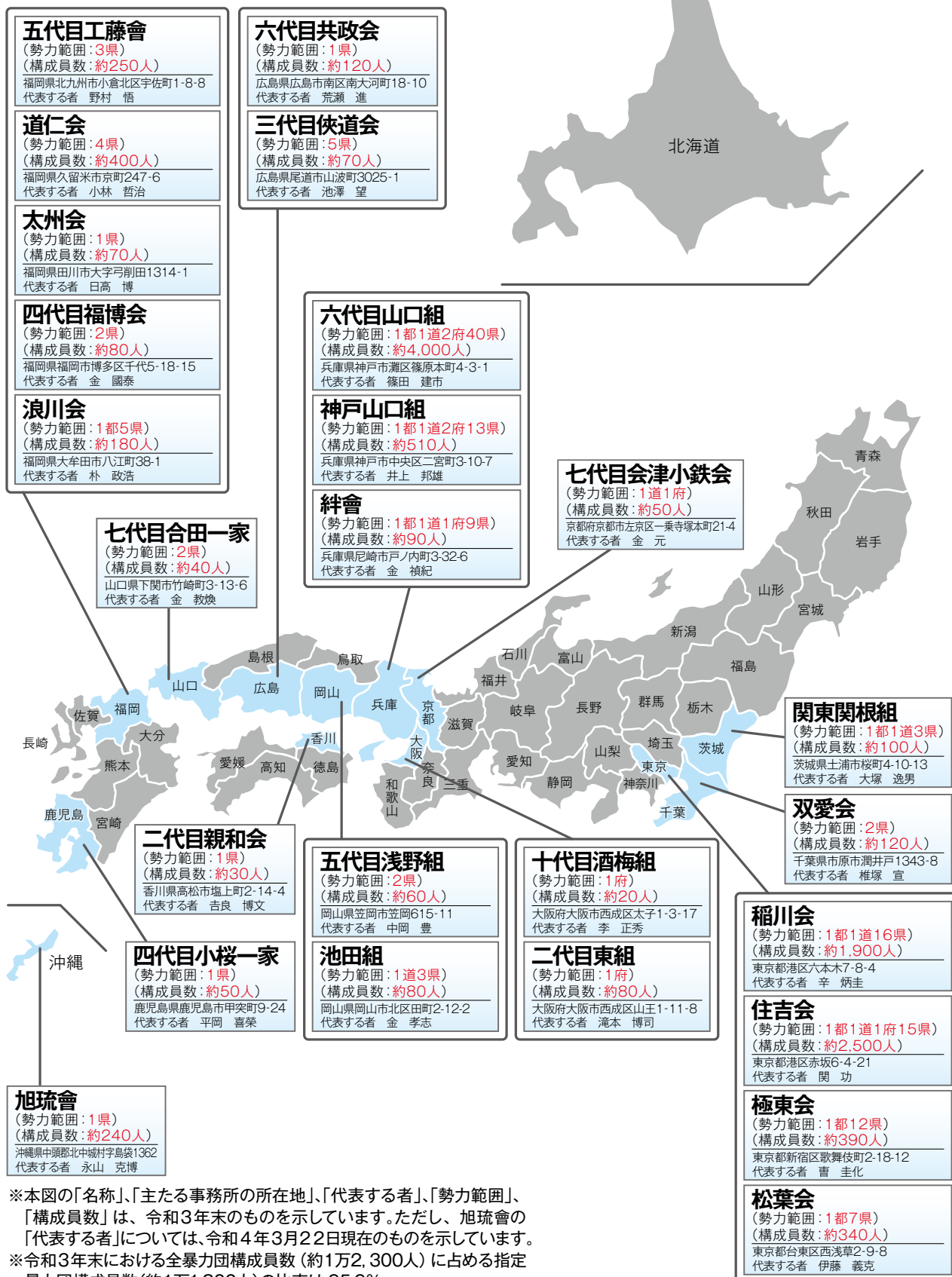
広島県内の暴力団構成員等の数は、令和3年末現在で約390人（前年比一約10人）うち暴力団構成員の数は、約200人（前年比一10人）、準構成員等の数は、約190人（前年に同じ）となっています。



指定暴力団の状況

(令和3年末現在)

指定暴力団分布図 (25団体)



※本図の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、令和3年末のものを示しています。ただし、旭琉會の「代表する者」については、令和4年3月22日現在のものを示しています。
※令和3年末における全暴力団構成員数(約1万2,300人)に占める指定暴力団構成員数(約1万1,800人)の比率は95.9%。

暴力団総合対策の推進

1. 暴力団総合対策の概況

警察では、「組織犯罪対策の推進」を運営重点に係る推進項目の一つとして掲げ、

- ◆ 暴力団員等の徹底検挙と資金源の封圧
- ◆ 暴力団排除活動の推進と
暴力団離脱者の社会復帰支援
- ◆ 暴力団情報の収集・分析
- ◆ 保護対策の徹底

など暴力団等壊滅に向けた総合的な対策を推進しています。

2. 暴力団員等の検挙状況

令和3年中、広島県警察では、暴力団構成員等を延べ204人（首領・組長等5人、幹部11人、組員40人、その他148人）を検挙しています。（検挙状況の特徴は、伝統的資金源である賭博、覚醒剤の密売、恐喝に加え、コロナ禍に乗じた詐欺事件も認められます。）

【主な検挙事例】

- ① 三代目俠道会傘下組織組長らによる名誉毀損、暴処法違反事件
- ② 六代目共政会傘下組織組員らによる住宅ローン詐欺事件
- ③ 六代目共政会傘下組織組長による恐喝事件
- ④ 六代目共政会傘下組織組員らによる持続化給付金詐欺事件
- ⑤ 五代目浅野組傘下組織組員による組織犯罪処罰法違反
(犯罪収益の収受) 事件
- ⑥ 六代目共政会傘下組織組員らによる広島県暴力団排除条例違反事件

3. 暴力団員に対する行政命令

暴力団対策法は、指定暴力団の暴力団員による暴力的要求行為や暴力団への加入強要等を規制しています。その違反行為に対しては、中止命令、再発防止命令、措置命令を発出できるとされています。

平成4年の暴力団対策法施行後、令和3年末現在、広島県警察においては、369件の行政命令を発出しています。

(令和3年中における行政命令事案)

- みかじめ料名目で金銭を要求した事案(中止命令)
- トラブルに関して金銭を要求した事案(中止命令)

広島県における行政命令の発出件数(過去5年)

団体名	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
共 政 会	8	2	1	2	1
俠 道 会	1	1	1	0	1
浅 野 組	0	1	0	0	0
そ の 他	0	0	0	2	0
合 計	9	4	2	4	2

4. 暴力団排除活動の推進

広島県警や暴力追放広島県民会議では、暴力団取締りと連動させた暴力団排除活動を推進するため、国や県、各自治体、関係機関等と連携し、暴力団に対する資金源の枯渇化を図るとともに、暴力団が活動しにくい環境作りを推進しています。

(1) 公共工事等からの排除

広島県等県下自治体が発注した公共工事の受注者は、公共工事に関して暴力団等から不当な要求があれば発注者への報告と警察への届出が平成15年から義務づけられています。

(2) 公営住宅からの排除

県内全自治体で公営住宅から暴力団を排除するための条例改正がなされ、令和3年末までに、入居者及び入居希望者等が暴力団員であることが判明した数は、延べ49人で、これら全てを排除しています。

(3) 生活保護からの排除

緊迫した状況にある場合を除き、暴力団員からの申請は却下させています。その結果、令和3年末までに県下の各市町で109件の申請却下又は受給廃止をしています。

(4) 証券取引及び融資・預金取引からの排除

「広島県証券警察連絡協議会」を設立し、暴力団に対する取引拒否又は解約の措置を行っています。その結果、令和3年末までに、総会屋・暴力団員等47件に対し取引を拒否しています。

「広島県銀行警察連絡協議会」を設立し、全取引から暴力団を排除しています。その結果、令和3年末までに、暴力団等459件の口座開設、融資申込みを拒否しています。

(5) プロ野球からの排除

「広島東洋カープ・広島市民球場暴力団等排除連絡協議会」を設立し、球場からの暴力団・ダフ屋・不良応援団等の排除対策を推進しています。

(6) 不動産取引からの排除

「広島県不動産団体・警察連絡協議会」を設立し、暴力団事務所の開設防止に努めるなどの暴力団排除活動を展開しています。

(7) 生命保険からの排除

「広島県生命保険防犯対策協議会」を設立し、暴力団排除条項を導入し、生命保険の契約者、被保険者、受取人から暴力団を排除しています。

(8) 建設業界からの排除

国土交通省中国地方整備局及び自治体等関係機関と連携して建設業からの暴力団排除対策を推進しています。

(9) 警備業からの排除

「(一社)広島県警備業協会」では、暴力団排除条項の導入を推進するとともに、暴力団等反社会的勢力との関係遮断及び被害を防止するため、協会の発行する機関紙を活用しての広報啓発活動を推進しています。



県内における暴排活動

～ 暴力団 断る勇氣と 断つ勇氣 ～

(令和3年度全国暴力追放運動統一標語 優秀作品)



呉市暴力監視連合会
呉警察署管内建設業暴力追放対策協議会
「年末総ぐるみ3アプローチ作戦」



福山市暴力監視追放協議会
「年末盛り場夜間巡回指導」



安芸地区暴力追放防犯連合会
安芸地区建設業暴力追放対策協議会
「暴力団排除啓発用看板の設置」



広島市暴力追放監視防犯連合会
「副会長会議」



大竹市暴力監視追放協議会
大竹地区建設業暴力追放対策協議会
「暴力団情勢と対応要領について講演会」



東広島市暴力監視追放協議会
「家族ふれあいデー」

全 国 表 彰

- 金章** 内田 喜久 (府中暴力追放協議会・会長、写真左)
 銀章 作田 寧秀 (尾道警察署管内暴力追放対策協議会・会長、写真中央)
 銅章 平本 直樹 (安佐南暴力追放防犯連合会・副会長、写真右)



中国ブロック表彰

功労者表彰

塚本 舜亮 (三原市暴力監視追放協議会・会長)

功労団体表彰

福山市暴力監視追放協議会

暴力追放広島県民会議表彰

功労者表彰

濱岡 文一 (広島市暴力追放監視防犯連合会・副会長)
 加藤 恭弘 (福山北地区防犯連合会・会長)
 里 武三 (府中暴力追放協議会・副会長)
 石井 千之 (東広島市暴力監視追放協議会・副会長)
 上田 秀樹 (三次地区暴力監視追放協議会・副会長)
 増本 幹成 (広島警察署管内建設業暴力追放対策協議会・副会長)
 岡田 吉弘 (福山地区建設業暴力追放対策協議会・会長)
 浅田 克也 (安佐北警察署管内暴力追放協議会・会長)
 吉田 剛 (廿日市警察署管内暴力追放協議会・副会長)

功労団体表彰

広島市遊技業防犯協力会
 呉観光社交事業組合
 安佐北地区建設業暴力追放対策協議会
 広島県理容生活衛生同業組合 三次支部
 広島県立河内高等学校

感謝状

株式会社プロバホールディングス
 株式会社広島東洋カープ
 中国電力株式会社

県民会議からのお知らせ

～あなたの職場を反社会的勢力から守るために～

1 不当要求防止責任者講習事業

暴力追放広島県民会議では、暴力団対策法に基づいて広島県公安委員会から委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者の皆様に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領などの講習を無料で行っています。

昨年度中は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として、検温の実施、マスクの着用、都度手指の消毒に加え、演台前にパーティションを設置したり、人数制限により席の間隔を確保するなど、受講者が安心して受講できるよう配慮して実施しました。

昨年度は、**1,704名(講習回数46回)**の方が受講されています。



責任者講習状況

2 暴力相談事業

昨年度中、暴力追放広島県民会議へ寄せられた暴力相談の件数は、

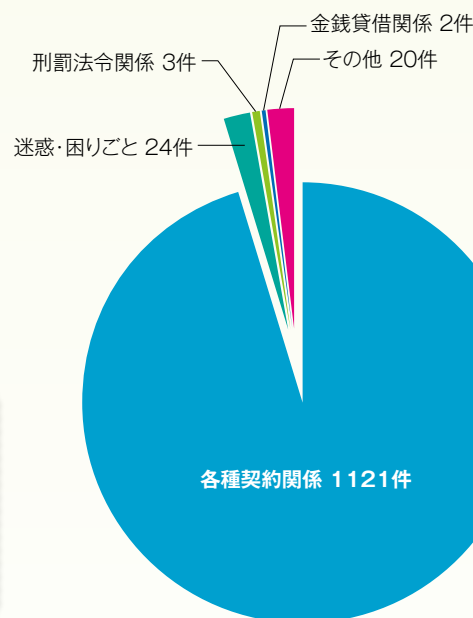
1,270件(前年度比+309件)

で、年々増加しています。

相談内容は、反社会的勢力の排除気運の高まりや広島県暴力団排除条例の施行に伴い、各種契約に関する相談が最も多くなっています。

引き続き、暴力団等反社会的勢力からの不当要求や悪質クレーマーに関する相談、暴力団離脱者の社会復帰に関する相談を受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

暴力相談の内訳(令和3年度中)



3 暴力団離脱者の社会復帰対策事業

(1)暴力団離脱者の社会復帰対策の意義

暴力団を離脱した者が、犯罪を犯したり、再び暴力団に加入するような事態を防止するためには、暴力団離脱者が、正業に就き、責任ある社会生活を営むことによって健全な社会の一員となることが、更生への道となることを理解し、法務省、厚生労働省、都道府県警察、都道府県暴追センターと緊密な連携を取って事業主に協力を得て暴力団離脱者の就労支援を組織的に推進していくものです。

(2)支援規定について

暴力追放広島県民会議では、協力事業所として登録され、離脱者を雇用して頂いた場合には

ア 報奨金制度

事業所に対し、1ヶ月毎に1万円、最高6万円の支給があります。

イ 身元保証制度(1年間)

損害や被害を受けた場合には、最高20万円の見舞金の支給があります。

*住宅関連費用や、携帯電話の購入等の損害は、最高10万円

4 適格都道府県センターとしての 暴力団事務所使用差止請求制度

国家公安委員会から適格都道府県センターとして認定を受けている当県民会議が、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けた場合、県民会議の名義をもって一切の裁判上又は裁判外の行為を行います。訴訟費用は原則県民会議が負担します。お問合せ、ご相談ください。

5 広報・啓発事業

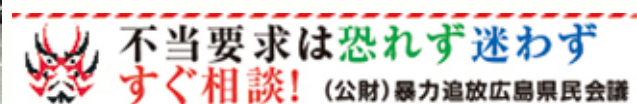
広電バス外側シート広告及びオンライン看板により暴力団排除を広報

令和4年4月1日から、暴力団排除を広報するため、広電バス外側にシート広告、スマートフォンなどのアプリにバナー広告を載せました。

広電バスは、県庁～広島駅～仁保車庫などを運行するバス(4号線)の運転席側の側面に広告を出しています。

オンライン看板は、広島県庁、広島、福山、尾道、三次、呉の各市役所、東、西、南、安佐南の各区役所で特定のアプリを開くと、その中にバナー広告が掲載されています。

県民会議は、暴力団を排除し、安全で住みよい広島県を実現するため、県民に幅広く広報しています。



広報・啓発事業

暴追ポスターの紹介

暴力追放広島県民会議では、毎年様々な「暴追ポスター」を作成しています。
ご入り用の方は、お気軽にご相談下さい。

無料



DVD紹介

(公財) 暴力追放広島県民会議では、暴力団等反社会的勢力による不当要求から企業を守るために、不当要求対応DVDを各種揃えております。
社内研修や講習会にご活用ください。

	No.1 それでええんか!? ～不当要求撃退法～ 第1話「書籍購入要求の撃退法」～11分 第2話「忘年会申込みの撃退法」～10分 第3話「公共工事下請参入の撃退法」～23分 悪い対応例・良い対応例などを示し、実務に直結した撃退法を解説 (チャプター1～3の選択可) (公財) 暴力追放広島県民会議企画 54 分		No.4 負けへんで! NAVI5 Part II 「交通事故」「店舗営業」「マンションの賃貸借」「機関誌購読強要」「近隣トラブル」に暴力団が関与するなど、事例に基づいたトラブル編と解決編とで分かりやすく解説 36 分		No.7 決別への道 平成23年10月1日に東京都暴力排除条例が施行された。その条例は、都民の生活にどのように関わってくるのか。そして経済活動においては、どのような注意が必要なのか、暴力団を排除するために重要なのは、都民一人一人が「暴力団と交際しない」という強い意志と勇気を持つことである。いまこそ都民は「暴力団排除」という「決断」をしなくてはならない。 35 分
	No.2 断絶 資金繰りに窮した会社経営者が、素性も不明な投資顧問会社(共生者)を利用したこと、その後、数々の契約取引の要求を受け、最終的に会社が暴力団に食い物にされていく様子や、それに立ち向かう会社の対応要領をドラマ風に描いている。 31 分		No.5 社会 VS 暴力団 (1) 芳香剤の卸業者と取引のある顧客が暴力団関係企業であることが発覚。暴追センター、警察、弁護士らと一体となり「暴力団排除条項」を導入し契約解除に成功した。 (2) 刑事事件として事件化した上で、改正暴対法による「代表者責任追及」の訴訟の動きから、暴力団側が慌てて被害金を弁済するに至った事案 39 分		No.8 闇にひそむ影 暴力団のフロント企業との不動産契約を暴排条項や表明確約書を活用して破棄する事例と以前から暴力団と契約を結んでいた商店街が暴力団排除条例の施行を契機に暴力団排除に乗り出す事例を紹介 40 分
	No.3 黒い契約者 暴力団サイドの視点から、不動産会社、ホテルに対して不当要求に及んでいく手口・方法を描写しながら、暴力団組織内の階層的な上下関係、上納金制度を分かりやすく説明するとともに「暴力団は金が全てである」ことをドラマ風に描いている。また「暴力団排除条例」についても分かりやすく説明している。 30 分		No.6 暴力追放シミュレーション ～ロールプレイング形式～ あなたの会社やお店に突然訪れる暴力団関係者など、不当要求者に対して、どう対応すれば良いのか、実際に体験し訓練するシミュレーション型のロールプレイング 30 分		No.9 不当要求の窓口と対応 基礎知識編 暴力団・暴力団関係企業、総会屋、会社ゴロ、えせ行為、クレーマー、反社会的勢力の傾向とChapter1～8に分けて構成されており、それぞれの窓口と対応について基礎知識として紹介 35 分

貸し出しは、無料で、1回につき、1作品、期間は1週間です。

 不当要求 手口と対応	No.10 不当要求の手口と対応 実務 Q&A 編 事例①書籍購入強要 事例②クレーマーとして企業を狙う 不当要求 事例③しつこい勧誘 事例④架空請求として社員個人への攻撃 繰り返される悪質な手口と対応をピックアップしたもの。 40分	 狙われた行政 ~失敗を糧に~	No.17 狙われた行政 ~失敗を糧に~ ある地方都市。不当要求撲滅に向け条例を制定して取り組みが行われた。そうした中、公営住宅に暴力団が居住していることが判明。所轄警察署とともに立ち退きを求め対応していく。 33分	 決断の刻	No.24 決断の刻 大手ゼネコン会社の下請け工務店で働く女性事務と同居ゼネコン会社の若手社員らが、暴力団と関係のある建設会社から不当要求を受け、悩まされながら、警察に相談することで改正暴対法や暴力団排除条例を駆使し、関係を遮断していく過程を描く。暴力団と知って利益を供与すると、勧告などの行政処分の対象になることや、自治体に公共事業の指名業者から排除された事例 33分
 不当要求 手口と対応	No.11 不当要求の手口と対応 迷惑電話 & クレーマー編 執拗な迷惑電話の手口と対応。あるいは、クレーマーの種別と対策など悪質な手口と対応をピックアップし、企業の総務担当者を迎え、企業の悩みや対応例を交えて解説(チャプター1~8の選択可) 56分	 鉄の砦	No.18 鉄の砦 暴力団等反社会的勢力による公共工事への参入を許してしまった事例をあげ、行政が丸となって行政対象暴力に立ち向かうための対応要領等を解説。また、暴力団等の不当要求に屈した場合、行政のみならず企業活動も犠牲にするという事例を紹介 50分	 あなたはひとりじゃない	No.25 あなたはひとりじゃない 各事業所から専任された不当要求防止責任者を対象に暴力団との関係遮断のための取り組みと重要性を認識してもらい、不当要求及び関係遮断の決意を促すことを目的とした内容。はじめは、反社会的勢力の不当要求に悩んでいた企業の担当者が、暴力団と関係遮断に立ち上がり仲間意識も強まってみんなで力を合わせて暴力団に屈しないで対応していく過程を描いたもの。 37分
 不当要求 手口と対応	No.12 不当要求・クレームへの初期対応 効果的な必殺ワードと対策ポイント 電話、インターネット、直接面談による不当要求への対応として、それぞれ再現ドラマによりポイント解説をし、初期対応に焦点を当て、不当要求側へのNGワードと必殺ワードを紹介 42分	 排除の分かれ道	No.19 排除の分かれ道 レストラン・チェーン店と本社を舞台に反社会的勢力との攻防を描いている。間違った対応を紹介して問題提起を行う一方、正しい対応要領について、暴追センターの解説でわかりやすく紹介している。 56分	 暴力団がやってきた	No.26 暴力団がやってきた 一般企業と偽った暴力団事務所の開設、建築現場への下請け参加・外国人入足の斡旋、みかじめ料・用心棒料の要求という3つの不当要求事案を暴力団からの視点で描き、暴力団の資金獲得活動の実態や暴力団がどのように入り込んでくるか分かりやすく説明。そして企業や個人が一致団結して暴力団と関係遮断に立ち上がり、やがて総力を結集した取り組みの様子を描いたもの。 36分
 不当要求 手口と対応	No.13 不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック 時代と共に変化する不当要求の手口、それらに対する有効な手段は何か、弁護士が実践的なテクニックを解説します。 40分	 撃退	No.20 撃退 反社会的勢力からの不当要求に対する基本的対応要領として、平素の対応と有事の対応を失敗例と正しい対応例をあげて解説と共にわかりやすく紹介している。 30分	 奴らには屈しない!	No.27 奴らには屈しない! ドキュメンタリー専門チャンネルの制作をしている「ジャーナリストK」が、暴力団からの不当要求に苦む被害者の取材などを通じて暴力団の実態を明らかにし、暴力団排除までドキュメンタリータッチで描く。暴力団と偽った暴力団の関係会社が、暴力団であることを秘して工事契約をした建設会社をはじめ、他の事業者へのみかじめ料などの不当要求行為に対し、各事業者それぞれが、警察・暴追センターへ相談し、その指導のもと、連携を図りながら、暴力団等反社会的勢力による不当要求事案の関係遮断をしていく様子を描いたもの。 32分
 不当要求 手口と対応	No.14 不当要求対応 マニュアルの作成とその実践 危機に直面してからでは遅すぎるとして、弁護士による解説を交えながら、不当要求対応マニュアルをもとに対応手順などを紹介 53分	 暴排のシナリオ	No.21 暴排のシナリオ すべての人々が、知識すなわち、暴排のシナリオを身につけるために事例ごとに解説でわかりやすく紹介している。 93分	 訣別のとき	No.28 訣別のとき 40代の元暴力団員が、組を離脱し、更生するまでの経緯をある新聞記者に語り、回想していくストーリー。元暴力団員は、組に入った当初は、「みかじめ料」の取り立て、民間企業への脅迫などを行っていたが、暴対法・暴排条例の施行から次第に都民達も抵抗するようになり、資金獲得に窮してくる。暴力団は、「シノギ」の新たな手口を見出していくが、それもまた暴対法・暴排条例に阻まれ弱体化していく。物語の進行に合わせて、暴対法・暴排条例施行の歴史を重ねて追いつながら、暴力団が弱体化していく様子をつぶさに描いたもの。 35分
 シャットアウト 企業対象暴力	No.15 シャットアウト ~企業対象暴力~ ある地方銀行に配属された女性行員は、末端の行員、幹部が暴力団と関係のある団体とつきあっているのを知る。反社会的勢力は様々な形で接近、攻撃していた。それらの事実が露呈し、銀行は世間の批判の目にさらされることになる。不正を一掃すべく抜擢された新頭取は、一切の反社会的勢力との関係遮断を宣言する。 28分	 暴力団排除 入札妨害・就労支援	No.22 暴力団排除 入札妨害・就労支援 暴対法9条25号の禁止行為「人に対し、売買等の契約の入札に一定の価格その他の条件で申込等を要求する行為」をドラマで解説。当該暴力団員の離脱支援へと展開する。アルバイトの青年は暴力団員だった。関係機関と連携して離脱・就労へ 40分	 暴排の標	No.29 暴排の標 暴力団員による企業への不当要求や発砲事件、みかじめ料の徴収等、我々の生活の安全と安心を脅かす出来事が依然として後を絶ちません。暴力団員による不当な行為と被害の防止を図るために、どう行動すれば良いのか? 暴力団排除の標を示していきます。 77分
 シャットアウト 政対象暴力	No.16 シャットアウト ~政対象暴力~ 自治体の課長補佐に、暴力団幹部が機関紙の購読要求するが断った。公共工事に下請参入させようとする課長補佐にあらゆる手段をとる暴力団。市民ホール工事責任者のもとへ相談に行く課長補佐であったが「行政が暴力に屈することは許されない。新たな被害者が出ることになる。」と言われ、立ち上がる決意をする。長年のしがらみを持つ幹部職員を説き伏せ、組織対応する。 30分	 不当要求防止責任者の役割と講習概要	No.23 不当要求防止責任者の 役割と講習概要 不当要求防止責任者講習会の概要のほか、講習会の講師を務めるための必要事項や、不当要求防止責任者が事務所内で講義を行う際のポイントなどを解説 59分	 教訓	No.30 教訓 部下が暴力団に利益供与をしたことで倒産に追い込まれた会社社長の弟が会社を継いで再スタートさせた。兄の失敗を教訓に暴力団対策に力を入れる中、下請け企業が暴力団に乗っ取られている事が判明。不当要求防止責任者を中心に契約破棄に動くが納得しない暴力団が会社に取り込んでくる。過去の失敗と現在の正しい対応を交錯させて描く作品。 36分

詳しくは (公財) 暴力追放広島県民会議事務局 ☎082-511-0110 までご連絡ください。

賛助会員サイトのご案内

クリック

- 暴追だよりの最新号
 - 過去の暴追だより
 - 反社会的勢力の対応要領 Q&A
- などを閲覧、ダウンロードできます。

ログイン画面にて

● ユーザー名

● パスワード

を入力いただき、ご利用ください。

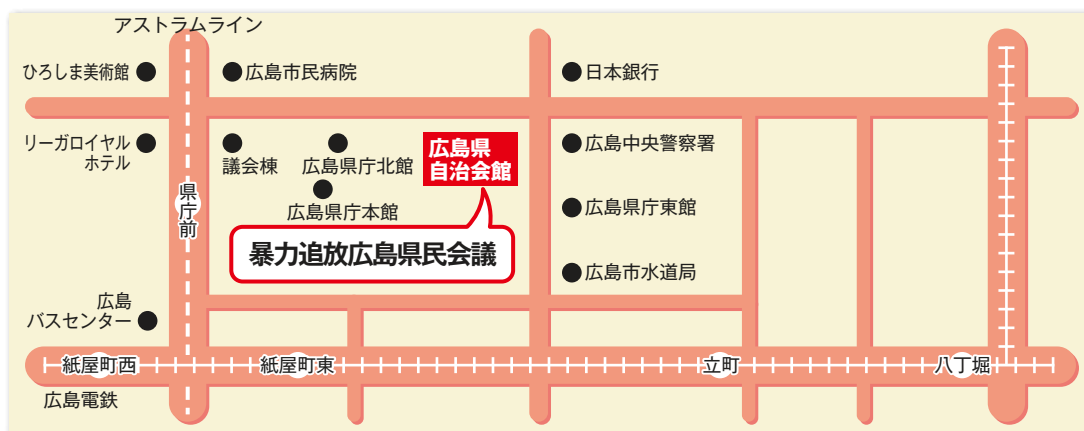
暴力団追放三ない運動

プラスワン

暴力団を利用しない
暴力団を恐れない
暴力団に金を出さない

ワン
+1

暴力団と交際しない



(公財) 暴力追放広島県民会議 事務局

広島市中区基町10番3号 広島県自治会館3階

TEL 082-511-0110 FAX 082-511-0111

相談電話 082-228-5050

ホームページ 暴力追放 広島

検索